

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会(第58回) 議事次第

令和5年5月31日(水)
14:00～16:00
永田町合同庁舎1階114号室

(議 事)

1. 開会
2. 医療・福祉・労働部会、地域活性化部会、教育部会報告
3. 令和4年度評価意見案について
4. 新たに適用された特例措置の評価時期の設定について(836 職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業)
5. その他
6. 閉会

(配布資料)

- 資料1 令和4年度に評価対象となる規制の特例措置の一覧
 - 資料2 医療・福祉・労働部会報告
 - ・特例措置番号941の関連資料
 - 資料3 地域活性化部会報告
 - 資料3-1 特例措置番号1123の関連資料
 - 資料3-2 特例措置番号1308の関連資料
 - 資料3-3 特例措置番号1310の関連資料
 - 資料4 教育部会報告
 - ・特例措置番号816の関連資料
 - 資料5 構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価時期に係る意見(案)
 - 資料6 令和5年度に評価対象となる規制の特例措置の一覧
 - 資料7 今年度の本委員会における評価・調査のスケジュール(案)
-
- 参考資料1 評価・調査委員会委員名簿
 - 参考資料2 評価・調査委員会専門部会委員名簿
 - 参考資料3 構造改革特別区域基本方針(評価関連部分抜粋)

令和4年度に評価対象となる規制の特例措置の一覧

関係府省庁	特例措置 番号	特定事業の名称	措置 区分	特例措置の概要	認定件数 (第55回認定まで)	過去の 評価時期	評価時期	審議部会
厚生労働省	941	臨床試験専用病床 整備事業	省令	治験・その他の臨床試験 であって、健康な者(患 者以外の者)を被験者と して入院期間が概ね10 日以内で実施されるもの を行うための病床につい て、病室面積、廊下幅の 基準を緩和する。	1件 (国家戦略 特区)	平成30年度	令和4年度	医療・福祉・ 労働部会
文部科学省	816	学校設置会社によ る学校設置事業	法律	株式会社が学校を設置 することを可能とする。	24件	平成24年度 上半期	令和4年度	教育部会
経済産業省	1123	研究開発用海水温 度差発電設備の法定 検査手続不要化 事業	省令	研究開発のための海水 温度差発電設備につい て、安全性が確保される 場合、電気事業法に基 づく工事計画の届出や 安全管理検査の実施を 不要とする。	1件	平成18年度 下半期	令和4年度	地域活性化 部会
環境省	1308	特別管理産業廃棄 物の運搬に係るパイ プライン使用の特 例事業	省令	人の健康の保持又は生 活環境の保全上支障が 生じない場合、特別管理 産業廃棄物(廃酸など) の収集又は運搬に運搬 用パイプラインを用いる ことを可能とする。	1件	初評価 (平成20年度 のニーズ調 査により予定 していた評価 を行わなかつ たため)	令和4年度	地域活性化 部会
環境省	1310	ノヤギを狩猟鳥獣と する特例事業	省令	ノヤギを狩猟鳥獣とみな し、狩猟による捕獲を可 能とする。	5件	平成24年度 下半期	令和4年度	地域活性化 部会

令和 5 年 5 月 3 1 日

医療・福祉・労働部会報告

部会長 藤村 博之

医療・福祉・労働部会では、下記の規制の特例措置の全国展開に関する検討を行った。評価意見案は次頁以降に示すとおりである。

記

1. 規制の特例措置の全国展開に関する検討

- ・特例措置番号 9 4 1 臨床試験専用病床整備事業

特例措置番号941の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要 1
- ② 評価意見（案） 2

臨床試験専用病床整備事業（特例措置番号941） （平成29年1月措置）

<これまで>

健康な者を対象とする臨床試験のための専用病床であっても、整備する際には、患者が入院する病床と同様の施設基準が適用される。

構造改革特区の活用

<関係法令>

○医療法施行規則 第16条第1項第3号及び第11号

<取り巻く環境の変化>

都市部においては、被験者は集まりやすいが、病床整備に係るコストが高く、また、病床稼働率が高い病院では臨床試験のための病床確保が困難であり、治験実施に支障が生じている。

臨床試験専用病床に係る基準について、次のとおり緩和する。

○病室の床面積（被験者1人当たり）

1人病室 6.4㎡以上 ⇒ 6.3㎡以上

2人以上病室 6.4㎡以上 ⇒ 4.3㎡以上

○病室に隣接する廊下幅

片側居室 1.8m以上 ⇒ 1.2m以上

両側居室 2.1m以上 ⇒ 1.6m以上

（いずれも内法による測定）

<主な要件>

○治験・その他の臨床試験であって、患者以外の者を被験者として入院期間が概ね10日以内で実施されるものを行うための一般病床であること。

※一般病床・・・医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。

※治験・・・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験をいう。

認定計画数： 1件【国家戦略特区で活用】（令和4年10月末現在）

◎実際の取組事例

～東京圏 国家戦略特別区域～
（平成28年10月区域計画認定）

横浜市立大学附属病院で、健康な者を対象とした臨床試験の専用病床を新たに20床整備し、平成29年3月から治験を開始した。

専用病床の確保により、臨床試験を効率的に実施することで、医薬品等の開発を促進する。



評価意見（案）

①	別表１の番号	９４１
②	特定事業の名称	臨床試験専用病床整備事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	治験・その他の臨床試験であって、健康な者（患者以外の者）を被験者として入院期間が概ね 10 日以内で実施されるものを行うための病床について、病室面積、廊下幅の基準を緩和する。
⑤	評価	その他（本特例措置を使った臨床試験の実施が確認された段階で、改めて評価を行う。）
⑥	⑤の評価の判断の理由等	評価・調査委員会の調査によれば、 ・ 特例措置活用病院を中核とした臨床研究・治験ネットワークを整備し、市内医療機関を活用した他施設共同臨床研究体制を確立させることで、当該市として臨床研究・治験を推進していくことを目的として、本特定事業を実施している。そのため、当該病院において本特例を活用することで所期の目的を果たしている。 ・ 特例措置活用病院において、平成 30 年以降、臨床試験（Ⅰ相）が数件実施されているが、対象疾患等が理由で特例措置は活用されていない。とのことであった。 関係府省庁の調査によれば、平成 30 年に実施した前回の調査時（実績 1 件：12 症例）以後、本特例措置を使った臨床試験の実施例がないため、全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できないとのことであった。 医療・福祉・労働部会の審議においては、 ・ 活用自治体及び活用医療機関は、本特例措置の効果を認め、今後も活用を続けていくこと ・ 現在本特例措置を活用している医療機関において、第 1 相の臨床試験自体については、シーズを見つけることの難しさなどもあって件数は多くないが、平成 30 年度以降、毎年 1、2 件、行われていること、が確認された。 以上より、医療・福祉・労働部会においては、本特例措置について、関係府省庁は、毎年度状況の把握を行い、一定の実施が確認された段階で、改めて評価を行うことが適当と判断する。
⑦	今後の対応方針	本特例措置について、関係府省庁は、毎年度状況の把握を行い、一定の実施が確認された段階で、改めて評価を行う
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

令和 5 年 5 月 3 1 日

地域活性化部会報告

部会長 島本 幸治

地域活性化部会では、下記の規制の特例措置の全国展開に関する検討を行った。評価意見案は次頁以降に示すとおりである。

記

1. 規制の特例措置の全国展開に関する検討

- ・ 特例措置番号 1 1 2 3 研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続
不要化事業
- ・ 特例措置番号 1 3 0 8 特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン
使用の特例事業
- ・ 特例措置番号 1 3 1 0 ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業

特例措置番号1123の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要 1
- ② 評価意見（案） 2

研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業（特例措置番号1123） （平成15年7月措置）

＜これまで＞

バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所について、設置者は工事計画を国に届出し、届出をした発電所について使用前安全管理審査を受審しなくてはならない。また、使用圧力が一定の圧力以上の発電設備等について、設置者は溶接安全管理審査及び定期安全管理審査を受けなくてはならない。

構造改革特区の活用

＜関係法令等＞

電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第79条第1項第1号、第94条

＜取り巻く環境の変化＞

海水温度差発電設備の開発が特に必要である地域などにおいて、研究開発の円滑化及び促進が期待されている。

研究目的の海洋温度差発電設備において、法定検査手続を不要とすることができる。

＜主な要件＞

- 研究開発を目的として設置される、海水温度差を利用して発電するバイナリー発電設備であること。
- 電気事業法39条第1項の技術基準に適合することを確保するために、研究開発の実施主体に専門家委員会が設置されていること。
- 検討及び評価が適切になされる体制及び方策並びにこれらに係る事項が保安規程に定められていること。

認定計画数： 1 件（累計）
1 件（令和4年10月末現在）

◎実際の取組事例

～伊万里サステイナブル・フロンティア知的特区～
（平成15年11月認定）

実施主体：佐賀県伊万里市

佐賀大学海洋エネルギー研究センター及び株式会社ゼネシス温度差発電研究・開発センターを核として、伊万里市内において知的基盤を形成するとともに、産学官の連携により、持続的な地域経済社会の活性化を図る。

また、再生可能エネルギーの分野で世界をリードする「持続可能な開発」の技術の高度化と集積を目指す。

評価意見（案）

①	別表１の番号	１１２３
②	特定事業の名称	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	研究開発のための海水温度差発電設備について、安全性が確保される場合、電気事業法に基づく工事計画の届出や安全管理検査の実施を不要とする。
⑤	評価	その他（①当該発電設備の安全性を判断し得る運転実績（累計運転時間２年程度）が確認されるとき、②現在活用されている区域計画の更新前年度（2031年度）のいずれか早い段階で、改めて評価を行う。）
⑥	⑤の評価の判断の理由等	評価・調査委員会の調査によれば、 ・特例措置活用自治体から、特区計画に示された①発電実験における自主保安による効果（１年間あたりの時間的・費用的削減効果）、②共同研究の推進による効果（共同研究数の推移）、③研究成果の産業への移転推進による効果（ベンチャー企業・雇用創出数の推移）、④間接効果（国際化の進展、地域開発の促進、観光資源としての活用、科学に触れ親しむ環境整備等）に関し、特区計画通り又は計画以上の効果が得られたという回答があった。 ・実際に事業を行う事業者からは、次のような回答があった。特区制度が適用されて以降、佐賀大学ではウエハラサイクルの発電実証やアンモニア水の媒体組成の最適化、アンモニア水用熱交換器の最適化などが進められている。これらの世界で最も進んだ研究開発がタイムリーに進められたのは法定検査の減免の効果が大きいと考えられる。 とのことであった。 関係府省庁の調査によれば、発電設備の運転時間が短かったことから、全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できないとのことであった。 地域活性化部会においては、 ・発電設備の運転時間が短かったこと ・現在活用されている区域計画は、２０２２年から１０年間の計画になっており、その後も継続して特定事業を行うためには、更新が必要であることが確認された。 以上より、地域活性化部会においては、本特例措置について、①当該発電設備の安全性を判断し得る運転実績（累計運転時間２年程度）が確認されるとき、②現在活用されている区域計画の更新前年度（2031年度）のいずれか早い段階で、改めて評価を行うことが適当と判断する。
⑦	今後の対応方針	①当該発電設備の安全性を判断し得る運転実績（累計運転時間２年程度）が確認されるとき、②現在活用されている区域計画の更新前年度（2031年度）のいずれか早い段階で、改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	－
⑨	全国展開の実施時期	－

特例措置番号1308の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要 1
- ② 評価意見（案） 2

特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業（特例措置番号1308） （平成18年4月措置）

<これまで>

特別管理産業廃棄物は、爆発性、毒性等人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることは認められていない。

※「特別管理産業廃棄物」とは

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係わる被害を生じるおそれのある性状を有するものとして政令で定められている廃棄物（廃酸など）

構造改革特区の活用

<関係法令等>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の7

<取り巻く環境の変化>

特別管理産業廃棄物をローリーやドラム管で運搬しているが、多額の費用が発生しており、費用の削減が求められている。

特別管理産業廃棄物（廃酸など）の収集又は運搬に、
運搬用パイプラインを用いることができる。

<主な要件>

- 異なる種類の特別管理産業廃棄物がパイプライン内で混合しないこと。
- 特別管理産業廃棄物がパイプラインから飛散し、流出し、悪臭が漏れるおそれがないこと。
- 石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等防災計画が作成された区域内にパイプラインが設置されること。

認定計画数：1件（累計）
1件（令和4年10月末現在）

◎実際の取組事例

～大分臨海コンビナート活性化特区～
（平成18年7月認定）

実施主体：大分県

大分臨海コンビナート地区は、九州唯一の石油精製所や石油化学コンビナート、国内屈指の製鉄所等が集約された日本でも数少ない、バランスのとれた臨海工業地帯を形成している。

コンビナート地区立地企業と大分県とが連携して、規制緩和やエネルギーの相互融通等に取り組むことにより、コンビナート地区の産業構造の高度化や省資源化、新規事業の誘発を促進し、大分県の経済活性化を図る。



特別管理産業廃棄物中間処理施設

評価意見（案）

①	別表 1 の番号	1308
②	特定事業の名称	特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	人の健康の保持又は生活環境の保全上支障が生じない場合、特別管理産業廃棄物（廃酸など）の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることを可能とする。
⑤	評価	全国展開
⑥	⑤の評価の判断の理由等	評価・調査委員会の調査によれば、 ・特区計画の実施により期待される経済的社会的効果の達成状況について、概ね目標値どおりであることが確認された。計画における、5年間のコスト削減効果は、2千万円であるが、過去5年間のコスト削減効果は、1千数百万円となっている。 ・特定事業の要件のうち「異なる種類の特別管理産業廃棄物がパイプライン内で混同しないこと。」について、当該廃棄物用の専用設備として、運転、設備管理をしている。 ・特定事業の要件のうち「特別管理産業廃棄物がパイプラインから飛散し、流出し、悪臭が漏れるおそれがないこと。」について、当該廃棄物の性状、使用条件に適応した材質等で設備設置の上、使用し、パトロール等による異常監視を行っている。 とのことであった。 関係府省庁の調査によれば、実利用者である処理業者、排出事業者及び自治体からの回答からは、全国展開に伴う弊害は特にないとのことであった。 地域活性化部会においては、 ・効果が一応あり、弊害がない本特例措置の活用を進めるための周知を工夫すべき ・パイプラインのメンテナンスコスト等もかかるため、経済的効果をもう少し整理すべき などの意見があった。 また、追加の調査等により、パイプラインの設備投資、メンテナンスコスト等を加味しても、経済的合理性があること、その他、ローリー搬送作業におけるホース繋ぎ作業での内容物の環境放出、労働者暴露の軽減などの経済的社会的効果があることが確認された。 以上より、地域活性化部会においては、本特例措置について、全国展開することが適当と判断する。
⑦	今後の対応方針	関係府省庁において、令和5年度中に省令の改正等所要の措置を講ずる。
⑧	全国展開の実施内容	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 （廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の改正により全国展開を実施）
⑨	全国展開の実施時期	令和5年度中に措置

特例措置番号1310の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要 1
- ② 評価意見（案） 2

ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業（特例措置番号1310） （平成22年9月措置）

＜これまで＞

ノヤギは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の狩猟鳥獣に定められていないため、駆除するためには、有害鳥獣捕獲として環境大臣又は都道府県知事の許可が必要である。

構造改革特区の活用

＜関係法令等＞

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第3項

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第3条

＜取り巻く環境の変化＞

野生化したヤギによる食害等により、植生破壊や土砂流出が発生している。

ノヤギを狩猟鳥獣とみなし、
許可の不要な狩猟による捕獲が可能となる。

＜主な要件＞

○農林水産業、生態系等に係る被害の防止などの目的でノヤギの捕獲等を行う必要があること。

○ノヤギのみを捕獲等するために、以下のような措置が講じられていること。

- ①狩猟者が飼育下にあるヤギとノヤギの錯誤捕獲を防ぐための関係者間の調整がなされていること。
- ②飼育下にあるヤギとノヤギを区別するために適切な区域設定や識別可能な措置がなされていること。
- ③狩猟者等への適切な周知が計画されていること。

認定計画数：5件（累計）
5件（令和4年10月末現在）

◎実際の取組事例

～奄美大島奄美市ノヤギ特区～
（平成22年11月認定）

実施主体：奄美市

奄美大島では貴重な蛋白源・滋養強壮に効果がある食材として、家庭でヤギを飼育し、祝い事や集落行事の際に食する文化が受け継がれてきたが、近年、社会環境の変化等により飼育世帯数が減少し、放棄されるようになった。その結果、飼育されず放棄されたヤギが野生化し、海岸部の崖地や森林部の野草を根こそぎ食べ、土砂流出や植生破壊等を引き起こしている。

奄美市でも有害鳥獣捕獲により駆除を行っているが、生息数は減少していないので、ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業を活用することにより、ノヤギの駆除を推進し、植生の回復や生態系の保全を図る。



評価意見（案）

①	別表１の番号	１３１０
②	特定事業の名称	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	ノヤギを狩猟鳥獣とみなし、狩猟による捕獲を可能とする。
⑤	評価	その他（他地域の活用に向けた意向と取組状況を引き続き踏まえて評価委員会が適当と認める時期に評価を行う。）
⑥	⑤の評価の判断の理由等	評価・調査委員会の調査によれば、 ・前回（H24 年度下半期）調査では実績がなかった銃による捕獲頭数が数十頭確認された。 ・各区域は「許可捕獲」による捕獲を主たるノヤギ対策としている。 ・ノヤギの捕獲頭数は少ないが、許可捕獲と特定事業による狩猟により、生活環境・生態系に係る被害防止に一定の効果があったとのことであった。 関係府省庁の調査によれば、 ・ノヤギによる被害は、全国規模で発生してはならず、現時点では特定の地域（鹿児島県、沖縄県、長崎県）に限られている ・既に本特例措置を活用している鹿児島県以外の地域においては、本特例措置の活用にあたっては、前提となる要件（①狩猟者が飼育下にあるヤギとノヤギの錯誤捕獲を防ぐための関係者間の調整がなされていること、②飼育下にあるヤギとノヤギを区別するために適切な区域設定や識別可能な措置がなされていること。等）を充足するため、狩猟による捕獲を行うことを目的とした放し飼い防止条例の制定等が必要となる。 ・と畜場法及び化製場法上、食肉利用できない、捕獲現場でとさつ、解体ができない等により、捕獲が促進されていない。 - とのことであった。 地域活性化部会においては、 ・以下の状況から弊害が発生すると懸念されることから、本特区を現時点で、全国展開すべき状況ではないと考える。 ①特区以外の地域で、ヤギの放し飼い防止条例が策定されていない。 ②ノヤギが確認されている地域は、離島等の一部地域に関わらず、狩猟免許は全国共通である。 ③ノヤギ特区の先行地である奄美大島においても、と畜場法と化製場法の制度的な問題が解決していない。 ・再評価の条件としては、以下が考えられる。 ①ノヤギの生息地域で、ヤギの放し飼い条例が策定されること。 ②狩猟による捕獲をしたいという地域のニーズ（特例措置の申請）があること。 ③と畜場法及び化製場法の問題が解決すること。 ・と畜場法及び化製場法の問題は、別途、狩猟鳥獣の指定の話とは切り離して検討すべきであること ・生息地が限られている狩猟鳥獣の例は既にあり、試験などの負担は、その場合と同様であること などの意見があった。 以上より、地域活性化部会においては、本特例措置について、関係府省庁は、他地域の活用に向けた意向と取組状況について、適宜調査し、評価委員会へ報告を行う、また、本特例措置の評価は、上記報告等を踏まえ、評価委員会が適当と認める時期に行うことが適当と判断する。
⑦	今後の対応方針	本特例措置について、関係府省庁は、他地域の活用に向けた意向と取組状況について、適宜調査し、評価委員会へ報告を行う。また、本特例措置の評価

		は、上記報告等を踏まえ、評価委員会が適当と認める時期に行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

令和 5 年 5 月 3 1 日

教育部会報告

部会長 岩崎 久美子

教育部会では、下記の規制の特例措置の全国展開に関する検討を行った。評価意見案は次頁以降に示すとおりである。

記

1. 規制の特例措置の全国展開に関する検討

- ・特例措置番号 8 1 6 学校設置会社による学校設置事業

特例措置番号816の関連資料

- ① 評価対象となる規制の特例措置の概要 1
- ② 評価意見（案） 2

学校設置会社による学校設置事業（特例措置番号816） （平成15年7月措置）

<これまで>

国、地方公共団体及び学校法人のみが、学校教育法1条に定める学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）を設置できる。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

学校教育法第2条第1項、第4条第1項第3号等

<取り巻く環境の変化>

学校と地域産業との連携、不登校児童生徒などへのこれまでの取組の推進など、学校教育の活性化に向けた各地域独自の教育上のニーズが高まっている。

株式会社が学校を設置することができる。

<主な要件>

- 地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うこと。
- 学校設置会社が、文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。
- 学校設置会社は業務及び財産の状況を記載した書類を備えておかなければならないこと。
- 学校設置会社の経営悪化等学校経営に支障が生じた、又は生ずるおそれがある場合には、地方公共団体は在学生の修学の継続が確保できるよう転学の斡旋など必要な措置を講ずること。
- 地方公共団体は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度評価を行うこと。

認定計画数：51件（累計）
24件（令和5年3月末現在）

◎実際の取組事例

～ビジネス人材育成特区～

（平成15年10月認定）

実施主体：大阪市

大阪市では、様々な既存産業の効率化に役立つ「IT関連ビジネスの振興」を重点的に進めることとしており、海外でも通用するトップクラスの技術を持った専門人材の確保が喫緊の課題となっている。

株式会社が大学や専門職大学院の設置主体となることを認めることにより、これまで蓄積してきたノウハウを活かし、自ら新しいビジネスを立ち上げる人材や、それを支援する専門人材、さらには高度なIT技術を持つ即戦力人材を体系的に育成することで、大阪市の産業育成を図る。



評価意見（案）

①	別表１の番号	８１６
②	特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	株式会社が学校を設置することを可能とする。
⑤	評価	その他（令和５年度に評価を行う。）
⑥	⑤の評価の判断の理由等	評価・調査委員会の調査では、 ・学校種を問わず、総じて「効果が発現している」との回答であった。 ・具体的には、意思決定の速さなどの株式会社立のメリットを活かし、効率的な学校運営に努めつつ、英語教育、不登校、IT・デジタル、学び直しなど、現行制度ではカバーし切れない特色ある教育機会を提供する場として機能している点や、公立学校との交流授業や学校施設の開放、ボランティア・体験学習・地域イベント参加を通じた地元住民との積極的交流、地域における生涯学習への寄与などによる地域活性化の効果がみられた。 ・入学の動機は学校の雰囲気やカリキュラム、先生の熱意などで株式会社立を理由とした回答はなく、また入学後の満足度も総じて高かった。 ・小学校、大学については、大きな弊害は認められなかった。 ・高等学校については、上記の通り地域活性化への効果が認められたものの、一部の認定地方公共団体において、専門知識を有する人材不足により適切な指導管理体制が確保されておらず、また、毎年度実施している学校評価を認識不足により公表していないとの回答があった。 ・教育上の効果として、不登校や中途退学など特別な配慮を必要とする生徒への教育機会・再チャレンジの機会の確保や、豊かな自然環境など地域の特色を活かした教育の提供など、経済的社会的効果として、特区区域内における転入者や交流人口の増加、スクーリング等による宿泊需要や飲食等関連消費需要の増加、新たな設備投資需要や雇用創出、税収増、地域住民との交流等による地域活性化、リスケリング機会提供によるキャリアアップや復職・転職等への寄与等による人材育成への貢献などの回答が寄せられた。 ・効率的な運営のため、デジタル技術の活用や資材調達等の一元化などの工夫を行っており、その結果、教育の充実による生徒の学力や進学実績等の向上につながっているなどの回答が寄せられた。 ・株式会社立のメリットとして、意思決定の速さ、資金確保の容易さ、独創的かつ先進的な教育の提供、現行の教育制度ではカバーしきれない多様な教育ニーズへの柔軟な対応、より実務指向の教育が行いやすいなど、デメリットとしては公的助成や税制面の優遇がないなどの回答があった。 ・入学のきっかけは、株式会社立かどうかではなく、特色ある教育、先生の熱意や学校の雰囲気、オンラインによる学びやすさ、学生生活の自由度の高さ、実績などで選んだという回答が多く、入学後も人間関係面での成長を実感した、希望の大学に合格できた等、満足度も総じて高い。 ・すべての株立小学校が学校法人化を指向しているが、資産要件や所轄庁（都道府県）が新規設置を認めていない等の課題があるとの回答があった。 ・大学について、一部の認定地方公共団体より、変更が生じる場合の変更申請の可否や、内閣府及び文科省手続きのスケジュール等の明確化を要望する回答があった。 関係府省庁の調査では、 ・教育の安定性や継続性、水準の確保に関して弊害が生じているという結果であった。 ・具体的には、学校経営面（収支状況、定員充足率、廃校等の状況）、教育研究面（法令違反や不適切な教育活動、教育研究経費の割合）、認定地方公共団体における管理体制（評価結果の未公表、適切な指導監督体制の未確保）

	のいずれにおいても、前回調査時と同様に課題が見られた。 ・学校経営面については、①高等学校以下について、直近5年間で学校部門の収支状況が赤字の学校は約25%であり、過半数の学校が定員充足率が60%未満となっている。また、本制度開始から約20年の間に高等学校は28校中3校が廃校（11%）し、9校が学校法人立化（32%）しており、安定性・継続性に大きな懸念があると言わざるを得ない上に、今後の少子化の影響（15年後の15歳人口は令和4年度比で25%減）を踏まえれば、これが一層深刻なものとなることが懸念される。②大学について、特区開始から設立後わずかな期間に7校中5校（71%）が学校の廃止や学部の廃止、学校法人立化に至っており、新設校もない状況が続いている。また、定員が未充足の学部・研究科は今も存在している。 ・教育研究面については、①高等学校について、平成24年の是正対象となった特区区域外での教育活動に該当する例をはじめとして、添削課題を択一式や短答式のみとしている例や添削指導で解説を付さない例、当該教科の教員免許状を有していない教員が面接指導を行っている例、学習指導要領で定める面接指導の時間数を満たしていない例、多様なメディアを利用した学習による面接指導等時間数の減免について、実時間減免等の不適切な運用を行っている例、試験問題が全て選択式であったり、添削課題の抜粋であったりする例、学習が終わっていない中に試験を実施する例、図書室など校舎に備えるべき施設が設けられていない例などの法令違反や不適切な教育活動等の事例が多く見られた。②大学について、教育研究経費の収入に占める割合は最大でも2割程度であり低い状況（大学全体の平均は40.4%）。また、認証評価において1校は不適合との評価を受けている上、他の1校についても1専攻は不適合とされその後廃止、もう1専攻も不適合の後、複数回を経て適合との評価を受けている。教員の雇用形態についても2校が不適切な状態にある。このように、学校法人と比べ教育研究への投資が十分でない上、不適切な教育研究活動の実態が見られた。 ・認定地方公共団体における管理体制については、小学校及び高等学校を設置認可する19認定地方公共団体のうち、5自治体（26%）において特区法で義務づけられている株立学校の評価結果の公表を行っておらず、学校評価において株式会社の経営状況の確認を行っていない例も見られた。また、平成24年の是正措置や平成29年の不適切な学校運営事案に伴う「構造改革特別区域基本方針」の改正により、学校設置事業に対して適切な指導監督を行う体制の確保が求められてきたにもかかわらず、14自治体（74%）では担当者に教育事務経験者が含まれておらず、適切な指導監督が困難となっている実態が見られた。 ・本特例措置の全国化に係る意見については、認定地方公共団体においては、半数以上の自治体が「現時点ではわからない」と回答し、「引き続き検証が必要」とする意見のほか、学校の安定性・継続性の確保の観点から「全国化すべきでない」とする意見が複数あった。また、認定地方公共団体が所在する都道府県においては、約4割が「全国化すべきでないと思うが、引き続き検証が必要」とし、残りの約6割が「現時点ではわからない」と回答。 ・各学校種については、 ①小学校について、これまで設置されたのは3校のみであり、うち1校は令和3年4月に開設されたばかりであることを踏まえ、引き続き検証が必要。 ②高等学校について、平成24年の是正対象となった特区区域外での教育活動を含め違法・不適切な事例が引き続き多数見られること、平成24年の是正措置や平成29年の不適切な学校運営事案に伴う「構造改革特別区域基本方針」の改正により、株立学校に対して適切な指導監督を行うことが
--	--

できる認定地方公共団体の体制の確保が求められているにもかかわらず、引き続き体制が不十分な自治体が多くあることが判明した。さらに、廃校や学校法人立化する割合も高く、継続性・安定性の観点で懸念があり、少子化の影響によりこれが一層深刻なものとなる恐れがある。このような現状等を鑑みれば、本特例措置における通信制高等学校については更なる是正により運用の適正化を図る等の見直しを行う必要があると考える。

③大学について、特区開始から設立後わずかな期間に7校中5校が学校の廃止や学部の廃止、学校法人立化に至っており、現在は4校のみで新設校もない状況が続いている。教育研究経費比率は最大でも2割程度であり大学全体の平均よりかなり低く、また、一部の大学は認証評価において不適合との評価を受けているなど、学校法人と比べ教育研究への投資が十分でない上、不適切な教育研究活動の実態が見られる。法人全体の経営効率化等のため、当該事業が簡単に廃止され得ることが明らかになっているなど、教育の安定性・継続性、質の高い教育機会の確保等の観点から懸念がある。

教育部会においては、

- ・弊害が、主として株式会社という設置形態に起因するものであるか否かを考慮する必要がある。
- ・調査・評価委員会の調査によると、特区制度の効果（特区制度を活用して、例えば、教育の国際性、多様性、先進性を補う。）が出ているとのことであり、この点は評価する必要がある。
- ・特区制度の効果がないとはいわないが、株式会社立の学校が、特に特徴がある、又は、進んでいるという認識はなく、学校法人立でも、特徴がある、又は、進んでいる教育が行われている学校は沢山ある。
- ・通信制高校に関しては、データをみる限り、特区制度ができた平成15年度以降、数が倍増しているが、株式会社より、学校法人による設立の割合が多くなっており、学校法人による設立について参入障壁があるようには思えない。
- ・株式会社立の学校は、1割を超える学校が廃校になっており、一般的に見て明らかに高く、継続性・安定性に大きな懸念がある。
- ・株式会社立の学校の場合、認可が要らない分、いろいろなチャレンジができる一方で助成金もないということだと思う。
- ・世界的に、いわゆるプロフィットの大学等教育機関の持っている安定性・継続性の問題を考えると、今後どのくらいニーズが伸びるのかどうかという問題は重要である。
- ・大学に関しては、新設校はない状況が続いている。通信制高校に関しては、定員充足率が非常に低い学校が株式会社立について多い。当該自治体が、地域活性化に特例事業を活用したいというローカルなニーズはあるのかも知れないが、少子化の中で共倒れの可能性が高まるのではないかと懸念している。
- ・高校に関しては、少子化ではあるが、日本では高校進学率が非常に高いため、従来の高校にはないニーズを拾っていく主体として株式会社立の学校は重要かと思っている。
- ・通信制高校は、学校法人立及び株式会社立について、個々の学校ごとに、在籍率の差が大きい。また、通信制教育は、教育の質を落とすことでコストカットしやすい仕組みになっている。
- ・過去に株式会社立の学校で、杜撰な経営が行われたことは問題であり、全国展開は時期尚早であると思うし、しっかり改善していく必要がある。
- ・全国展開は適切な状況ではないとの見解は理解する部分がある。その上で、公的助成・税制優遇がない中で、株式会社立学校は、安定性・継続性がないから、不適切だという結論は納得できる状況にはなく、学校法人立と前

		提条件を一定にして比較する必要がある。・設置者が、株式会社であろうと学校法人であろうと、学校としての法的位置づけに差がなく、子供たちの学び、ニーズに応じた教育を保障していくことが大事。設置者が学校誘致の意向を強く有する市町村であることは、安易な認可と指導監督の不足を招く。 ・特区制度について、認定市町村の役割が重要だが、何かあったときに、改善するというシステムが働いているか非常に心配である。学校法人については、都道府県に担当部署がある。 ・小学校については、報告書で明確に特出しした課題があるということは示していないものの、実際、特色がある教育が行われているのは事実であると認識している。他方で、臨時免許状で勤務をしている者が明らかに多い状況。教員の給与についても、一般水準より大変低い。小学校については、義務教育であるため、これを全国化していくことは、非常に社会的影響が大きい。 ・大学については、実務家教員による効果的な教育、産業界のニーズを踏まえた教育が行われていることは、調査において現れていると認識している。一方で、教育研究への注力の度合い、最近新設の学校がない等の点を踏まえると、全国展開に至るような状況ではない。 ・本特例制度について、意味がない、廃止すべきとまでは思っていないが、今回の調査において、課題は引き続き存在していると指摘した。個別具体的な学びとか不登校対策でいろいろなタイプの居場所が必要であるという点は、文部科学省も進めているところであり、それは普通の学校、不登校特例校、教育委員会が整備する適応指導教室、あるいはNP0と協力しながら子供たちに居場所を提供する場合等、いろいろなタイプの居場所をつくっている。 ・学校と名乗る以上は、継続性・安定性に関する学校というものに対する信頼に応えるべき。継続して一定の質以上の活動を行うことが大切であり、パイロットだから多少不備があってもという考え方は持っていない。そのチェック機能を認定市町村が果たしているのかということは疑問。 特に、義務教育については、憲法上の教育を受ける権利を保障するために義務教育制度を整備しているので、学校と名のつくところに行ったのに思わぬことが起きたということがあってはならず、かなり慎重に考えるべきだと思っている。全国化というのはそう簡単に議論できることではないと思っている。 などの意見があった。 以上より、教育部会においては、本特例措置について、指摘されている課題を受け止め、整理し、対応措置を検討しつつ、令和5年度に評価を行うことが適当と判断する。
⑦	今後の対応方針	特区を含めた様々な手段を活用して多様な教育へのニーズに応える必要性や学校の継続性・安定性等に対する信頼に応える必要性等がある中で、本特例措置については、認定地方公共団体における指導監督体制の整備及び毎年度の評価等を踏まえた教育環境の改善などに関する課題が生じていることを踏まえ、各事業者や認定地方公共団体において、適正・適切に実施されていく必要がある。このため、関係府省庁は、効果や弊害が主として本特例措置に起因するものであるかについても検証しながら、現在指摘されている課題を踏まえ、事業の適正実施、多様な教育の実現等のために必要な是正措置等の検討・対応を行い、評価委員会へ報告を行う。本特例措置の評価は、上記報告等を踏まえ、令和5年度に行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業（特例措置番号836） （令和4年10月措置）

<これまで>

職業能力開発促進法に基づき設置された職業能力開発短期大学校の修了者は、大学への編入学が認められていない。

構造改革特区の活用

<関係法令等>

学校教育法（昭和22年法律第26号）第87条第1項

<取り巻く環境の変化>

大学と職業能力開発短期大学校が連携して、高度な技術力に加え研究開発力やマネジメント力を兼ね備えた、地域産業の発展に資するイノベティブな人材の育成や、リカレント教育の促進などが求められている。

職業能力開発短期大学校における高度職業訓練であり長期間の訓練課程を修了した者で、当該大学に編入学することができる者と同等以上の学力があると当該大学が認めるものは、当該大学へ編入学することができる。

<主な要件>

- 訓練期間が2年以上であること。
- 職業能力開発短期大学校の職業訓練指導員数や建物面積が、専攻科ごとの収容定員などに基づき定められた基準を満たすものであること。
- 45時間の訓練を必要とする内容の科目を1単位とすることを標準とし、訓練の特性や実施方法等を踏まえた単位換算がされていること。
- 特定高度職業訓練の実施状況について、自ら評価を行うほか、当該評価の結果等について第三者評価を行い、結果を公表すること。

認定計画数：3件（累計）
3件（令和5年3月末現在）

◎実際の取組事例

～熊本県高度人材育成・確保特区～

（令和5年1月認定予定）

実施主体：熊本県

熊本県では、世界的な半導体不足を背景に、世界有数の半導体企業の製造工場建設が進んでおり、約1,700人の先端技術に通じた人材の雇用が見込まれる一方、人材の育成と確保が課題とされていることから、熊本県立技術短期大学校から国立大学法人熊本大学への編入学が実現し、実践力を併せ持つ半導体技術に精通した高度人材の育成が促進されることで、地域産業の高度化、ひいては国内半導体産業の発展への貢献を図る。



調査スケジュール(案)

1. 関係府省庁名	文部科学省
2. 特例措置番号	836
3. 特定事業の名称	職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業

4. 調査スケジュール

①	調査スケジュール	調査票作成・送付 令和9年8月～9月 調査実施 令和9年9月～10月 調査票回収 令和9年10月 とりまとめ 令和9年12月
②	理由	本特定事業については、令和5年1月に特区計画が初めて認定(長野県、熊本県)され、認定を受けた特区においては、令和6年4月から職業能力開発短期大学校の修了者(以下「能開短大修了者」という。)の大学編入学が行われることとなる予定である。 本特定事業の効果として、地域産業の発展に資するイノベーティブな人材の育成も念頭に置かれていることから、<u>本特定事業の効果の発現や弊害の発生状況を踏まえた適切な評価を実施するためには、当該編入学そのものに係る実績はもとより、編入学した能開短大修了者の卒業や就職等についても、十分な事例の蓄積と、それらの事例を検証することができる令和9年度に、評価のための調査を実施することとしたい。</u>理由の詳細は以下のとおりである。 ○令和6年4月に大学3年次に編入学した能開短大修了者は、早ければ令和8年3月に卒業見込みとなる。卒業後に直ちに就職した場合も、令和8年中は一定の試用期間が設けられ得ることを踏まえれば、令和9年度に調査することで、これらの者の就職後の状況をよりの確に確認することが可能となり、本特定事業の効果の一つである「地域産業の発展に資するイノベーティブな人材の育成」に係る効果検証を適切に行うことができる。 ○熊本県については、熊本大学工学部が能開短大修了者を2年次編入学の対象とする旨を明らかにしており、最初の卒業者は早くとも令和9年3月に輩出されることとなる。したがって、令和9年度には、令和5年1月に認定した2件いずれの特区においても、能開短大修了者の大学卒業や就職等の実績が蓄積されている可能性が高い。このため、本特定事業を活用した者の数が非常に少ないことで、調査対象となった個人を容易に特定し得るといった事態に係る懸念も、一定程度は軽減され则认为られる。
③	その他留意すべき事項	

職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業の評価時期について

本特例措置の構造改革特区計画の認定を受けた自治体において、令和6年4月に、編入学を予定しており、最短で令和8年4月に卒業者が就職

	【長野県】 (<u>R6.4月</u> に編入)	【熊本県】 (<u>R6.4月</u> に編入)	【山形県】 (<u>R7.4月</u> に編入)
R11.4月	社会人4年生	社会人3年生	社会人3年生
R10.4月	社会人3年生	社会人2年生	社会人2年生
R9.4月	社会人2年生	社会人1年生	社会人1年生
R8.4月	社会人1年生	大学4年生	大学4年生
R7.4月	大学4年生	大学3年生	大学3年生に編入
R6.4月	大学3年生に編入	大学2年生に編入	

番号	836
特定事業の名称	職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法（昭和22年法律第26号）第87条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	職業能力開発促進法に基づき設置された職業能力開発短期大学校の修了者は、大学への編入学が認められていない。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育及び研究並びに職業訓練を当該構造改革特別区域内の職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項第2号に規定する職業能力開発短期大学校（同号に規定する高度職業訓練で同号に規定する長期間の訓練課程（訓練期間が2年以上であることその他の文部科学省令で定める基準を満たすものに限る。）のもの（以下「特定高度職業訓練」という。）を行うものに限る。）及び大学が連携して行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該職業能力開発短期大学校において行う当該特定高度職業訓練を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で、当該大学が当該大学に編入学することができる者と同等以上の学力があると認めるものは、文部科学省令で定めるところにより、当該大学に編入学することができることとする。 2. 職業能力開発短期大学校は、文部科学省令で定めるところにより、当該職業能力開発短期大学校における特定高度職業訓練の実施状況について評価を行い、その結果に基づき当該特定高度職業訓練の内容その他の当該特定高度職業訓練に関する事項の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、当該特定高度職業訓練の水準の向上に努めなければならない。
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画及び添付資料により、以下の項目が確認できること。 （1）法第14条第1項の文部科学省令で定める基準（訓練期間が2年以上であること及び職業訓練指導員の数その他の事項が構造改革特別区域法第14条第1項の認定に係る職業能力開発短期大学校が行う特定高度職業訓練の基準（令和4年文部科学省告示第116号）に定める各項目）を満たしていること。 （2）職業能力開発短期大学校における特定高度職業訓練の実施状況の評価について、文部科学省令に基づき以下の取組が行われることについて確認できること。 ・職業能力開発短期大学校は、特定高度職業訓練の実施状況について、自ら評価を行うとともに、当該評価の結果を踏まえた高等教育の段階における教育活動等に関し識見を有する者その他適当と認める者（当該職業能力開発短期大学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表する。 ・職業能力開発短期大学校が自ら評価を行うに当たっては、その実情に応じ、適切な項目を設定して行う。 ・職業能力開発短期大学校は、評価の結果を、構造改革特別区域計画の認定を受けた地方公共団体に報告する。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価時期に係る意見（案）

令和５年５月３１日
構造改革特別区域推進本部
評価・調査委員会

構造改革特別区域法（平成１４年法律第１８９号）に基づく規制の特例措置については、特例措置の実施状況等に照らし全国展開の是非等の評価を行っているところである。当該評価の実施時期については、本委員会において検討を行い、構造改革特別区域推進本部長に意見を提出しているところである。

この度、構造改革特別区域計画の認定が初めて行われた規制の特例措置について、関係府省庁の長から提出のあった調査スケジュールに基づき、評価時期の検討を行った。

その結果、当該規制の特例措置の評価時期について、本委員会の意見は以下のとおりとする。

○初めて評価時期を検討したもの

特例措置番号	特定事業名	評価時期
８３６	職業能力開発短期大学校の修了者の 大学編入学事業	令和 年度

令和5年度に評価対象となる規制の特例措置の一覧

関係府省庁	特例措置 番号	特定事業の名称	措置 区分	特例措置の概要	認定件数 (第55回認定まで)	過去の 評価時期	評価時期	審議部会
総務省	413	救急隊の編成基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業	省令	緊急度・重症度が著しく低い場合には救急自動車1台及び救急隊員2人により救急隊を編成することができる。 (限られた人員の中で救急需要に対応できる体制の構築が期待でき、重症・重篤な疾病者に対する現場到着時間を短縮し救命率の向上が図られる。)	1件	初評価 (平成21年度のニーズ調査により予定していた評価を行わなかったため)	令和5年度	地域活性化部会
財務省	709 (710,711)	特産酒類の製造事業	法律	地域の特産物である農作物等を原料とした単式蒸留焼酎又は原料用アルコールを製造しようとする者が、製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準を適用除外とする。	6件	令和元年度	令和5年度	地域活性化部会
財務省	712	清酒の製造場における製造体験事業	法律	清酒の製造免許を受けている者が、その地域の活性化を図ることを目的として、地域の魅力の増進に資する施設において清酒の製造体験を提供する場合には、税務署長の承認により、当該施設内に設ける体験製造場を既存の製造場と一の製造場とみなす。	5件	初評価	令和5年度	地域活性化部会
文部科学省	816	学校設置会社による学校設置事業	法律	株式会社が学校を設置することを可能とする。	24件	令和4年度	令和5年度	教育部会
農林水産省	1010	地方競馬における小規模場外設備設置事業	告示	場外馬券発売所の設置に関する審査について、一定の要件が満たされると都道府県知事が書面により確認した場合には、農林水産大臣は設置承認基準を満たしたものとみなす。	1件	初評価 (平成20年度のニーズ調査により予定していた評価を行わなかったため)	令和5年度	地域活性化部会
国土交通省	1205 (1214,1221)	重量物輸送効率化事業	通達	重量物の輸送に使用するセミトレーラ及びボルトトレーラ等について、特殊車両通行許可及び道路運送車両の保安基準の緩和認定における“総重量”(1205)、“軸重”(1214)、“長さ”および“最小回転半径”(1221)の限度値を緩和することで輸送効率化を図ることができる。 ※1221は道路を横断する場合のみ緩和	3件	平成24年度 下半期	令和5年度	地域活性化部会

令和5年度の評価・調査委員会における評価・調査のスケジュール(案)

時期	評価
4月	
5月	本委員会
6月	
7月	評価・調査委員会委員 改選
8月	
9月	本委員会 ○調査票の審議
10月	○調査の実施 ○調査結果のとりまとめ
11月	
12月	
1月	
2月	本委員会 ○評価意見のとりまとめ
3月	対応方針の本部決定

※上記は現時点のスケジュールであり、今後、変更・追加がありうる。

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 委員名簿

(令和5年4月1日 現在)

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	独立行政法人労働政策研究・研修機構 理事長
しまもと こうじ ○ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
いわさき くみこ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は委員長、○は委員長代理

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会専門部会 委員名簿

(令和 5 年 4 月 1 日 現在)

医療・福祉・労働部会

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	独立行政法人労働政策研究・研修機構 理事長
いわさき くみこ ○ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は部会長、○は部会長代理

教育部会

氏 名	職 業 等
いwasaki くみこ ◎ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
しまもと こうじ ○ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授

※ ◎は部会長、○は部会長代理

地域活性化部会

氏 名	職 業 等
しまもと こうじ ◎ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
くどう ひろこ ○ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は部会長、○は部会長代理

構造改革特別区域基本方針（抄）

平成 15 年 1 月 24 日閣議決定
令和 4 年 10 月 7 日最終改正

2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針**（1）基本理念****③評価の実施**

さらに、特区において実施される規制の特例措置は、その実施の見込み等を踏まえあらかじめ定めた評価時期に、その実施状況に基づき評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。したがって、規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。

特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。

規制の特例措置の全国展開とは、現在、規制の特例措置により実現している規制改革について、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することである。

一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

評価に当たっては、円滑な実施の観点から、供給者の視点のみならず、消費者・需要家の視点をより重視して、規制の特例措置の要件、手続、関連する規制等について、更なる提案を募集することなどにより、

特区における実施状況等を踏まえて、必要な見直しを行うものとする。

なお、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 14 条の 2 第 4 項又は同法第 37 条の 2 第 4 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 12 条第 1 項に規定する国際戦略総合特別区域計画又は同法第 35 条第 1 項に規定する地域活性化総合特別区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

また、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 8 条第 1 項に規定する区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

さらに、規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、同法第 17 条の 61 の規定に基づき特区計画の認定があったとみなされた場合には、当該規制の特例措置について、その実施状況に基づき評価を行う。

④評価・調査委員会

このような基本理念に基づき、特区制度を推進するために、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）に、有識者からなる評価・調査委員会が設置されている。この委員会では、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べるとともに、本部長の諮問に応じて新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議する。

（２）提案の募集に関する基本方針

③評価・調査委員会による調査審議

i) 本部長の諮問

本部長は、内閣府と関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用

し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする。

なお、本部長は、提案のほか、他の関係機関から特区において規制の特例措置を講ずべき事項について検討を要請された場合には、この事項についても評価・調査委員会に諮問することができる。

ii) 調査審議の方法

評価・調査委員会で提案について調査審議する場合には、迅速かつ適確に調査審議を行うため、必要に応じて、提案者、関係府省庁、有識者等からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

iii) 意見の扱い

本部は、評価・調査委員会から本部長に意見が提出された場合には、上記② i) のア)～ウ) 及び ii) の基準に基づき、評価・調査委員会の意見に関する対応方針を決定するものとする。

(3) 評価に関する基本方針

①評価のスケジュール

毎年度原則として2月末までに行うものとする。

②評価基準

i) 規制の特例措置の在り方に関する評価基準

規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。

ア) 全国展開

以下のいずれかの場合。ただし、イ) 又はウ) の基準に該当する場合を除く。

- a 弊害が生じていないと認められる場合
- b 弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、かつ、見直された予防等の措置について特区における検証を要しないと認めら

れる場合

- c 弊害が生じていても比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合

イ) 特区において当分の間存続

地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化として意義が大きいと認められる場合

ウ) 拡充

規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの提案（以下「拡充提案」という。）等に基づき、規制の特例措置の要件又は手続を緩和又は変更する場合であって、当該緩和又は変更した要件又は手続について特区における検証を要すると認められる場合

エ) 是正

弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合

オ) 廃止

弊害が生じており、かつ、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで予防等の措置を確保することが困難と認められる場合

ii) 関連する規制等の改革に関する評価基準

また、当該規制の特例措置に関連する規制等の改革について、関連する規制等が妨げとなっていないか等の観点からの提案（以下「関連提案」という。）等があった場合には以下の基準により評価を行う。

ア) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置

- a 特区において講ずることとなった規制の特例措置

- b 全国で実施することとなった規制改革
 - c その他提案を実現するための措置
- イ) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

③評価時期の設定

評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定するものとする。

そのため、関係府省庁の長は、規制の特例措置について、適用される特区計画が初めて認定された場合には、当該特区計画における目標、特定事業の内容、開始の日等を踏まえ、当該特区計画の認定から1か月以内に調査スケジュールを作成し、本部に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁から提出された調査スケジュールを踏まえ、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、規制の特例措置の評価時期を検討し、本部長に意見を提出するものとする。

本部長は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期を決定するものとする。

④拡充提案・関連提案の募集

評価を予定する規制の特例措置について、拡充提案及び関連提案を募集するものとする。

そのため、内閣府は、当該規制の特例措置の評価が開始されるまでの間に、その旨を公表し、提案を募集する。その際、地方公共団体に対して、積極的な提案を促すことに努めるものとする。

拡充提案及び関連提案については、通常のプロセスと同じ検討基準及び検討プロセスにより処理するものとし、その結果について、内閣府は、評価・調査委員会に報告するものとする。

⑤ニーズ調査の実施

評価を予定する規制の特例措置のうち実施が少ないものについては、評価に至る前に、内閣府は、更なる実施の可能性について調査（以下

「ニーズ調査」という。)を行うものとする。

評価・調査委員会は、ニーズ調査の結果、実施の増加が見込まれず、また、拡充提案がない規制の特例措置については、予定していた評価を行わないことができるものとし、その場合には、関係府省庁にその旨通知するものとする。その際、内閣府は、あらかじめ関係府省庁の意見を求め、その結果を評価・調査委員会に報告するものとする。

また、評価を予定する規制の特例措置のうち、活用実績が無いものについては、内閣府はニーズ調査を行わないことができるものとする。

⑥評価の方法

関係府省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、③で決定された評価時期に、法第48条第1項に基づき規制の特例措置の適用状況について調査を行い、その結果を本部に報告しなければならない。

関係府省庁の長は、調査に当たって、規制の特例措置による弊害の発生の有無に基づき、全国展開により発生する弊害について立証責任を有するものとし、また、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するものとする。

この関係府省庁の長の調査に加えて、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について独自の調査を行うものとする。

評価・調査委員会は、これらの結果等を踏まえ、規制の特例措置に関する評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

i) 調査票の作成

評価に当たって、評価・調査委員会は、評価を予定する規制の特例措置について、評価の開始の3か月前までに関係府省庁に通知するものとする。通知を受けた関係府省庁は、評価の開始の2か月前までに調査の内容、方法及び対象を記載した調査票を作成して評価・調査委員会に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁の調査票を踏まえて、評価・調査

委員会の調査票を作成するものとする。その際、評価・調査委員会は、必要に応じて関係府省庁の調査票に対して意見を述べるものとする。

ii) 調査結果の取りまとめ

評価の対象となった規制の特例措置について、これらの調査票は、調査の対象となる規制の特例措置に係る特区計画の認定を受けている地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）、実施主体又は関係者に対して時間的余裕を持って周知するものとし、調査結果は、評価の開始から2か月後までに取りまとめるものとする。なお、評価・調査委員会は、独自の調査に当たっては、認定地方公共団体、実施主体又は関係者からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

関係府省庁は、弊害について調査・報告する場合においては、その弊害の予防のための運用の改善及び是正措置の可能性等も併せて報告するよう努めるものとする。

iii) 評価意見の提出

評価・調査委員会は、関係府省庁の長の調査結果及び独自の調査結果を踏まえ、また、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、②の評価基準に基づき評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。

本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、②の基準に基づき、評価に関する対応方針を決定する。

⑦総合特区において適用された規制の特例措置の評価

総合特別区域法第14条の2第4項又は同法第37条の2第4項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑧国家戦略特区において適用された規制の特例措置の評価

国家戦略特別区域法第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑨地域再生計画に記載され特区計画の認定があったとみなされた場合の規制の特例措置の評価

規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、特区計画の認定があったとみなされた場合の当該規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

(5) 関係府省庁の対応状況のフォローアップに関する基本方針

内閣府は、提案を受けて全国で実施された規制改革及び現行制度で対応可能と判断された事項並びに全国展開された規制の特例措置について、その実施に当たり問題が生じていないかフォローアップ調査を行い、問題が生じている場合には、関係府省庁と調整を行う。

また、内閣府は、関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案について、関係府省庁の協力を得つつ、定期的にフォローアップを行い、実現に向けた取組が成されるものについては、内閣府のホームページに掲載するとともに、当該提案をした者に対し通知する。

(6) 構造改革実現のための情報提供、相談機能の強化と関連する施策との連携に関する基本方針

②国家戦略特区制度との連携

構造改革の推進のため、国家戦略特区制度と相互の有機的な連携を図るものとし、国家戦略特別区域法第 5 条第 7 項の規定による募集に応じ行われた提案であって、同法第 38 条の規定に基づき、構造改革の推進等に資するものとして法第 3 条第 4 項に規定する提案とみなされたものについては、同項の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

(1) 特区計画の認定に関する基本方針

⑩認定特区計画の実施の状況の調査及び措置要求

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果をあげているか、について調査し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は廃止や、特区計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

このため、内閣総理大臣は、必要に応じて認定地方公共団体における特区計画の実施の状況について調査を行い、特区計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講ずるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

また、関係府省庁の長は、必要に応じて規制の特例措置の実施状況について調査を行い、当該規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、法第8条第2項に基づく措置を講ずるものとする。なお、関係府省庁の長が法第8条第2項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

⑪認定特区計画の取消し

法第8条第1項又は第2項に基づく措置等にもかかわらず、規制の特例措置の実施による弊害等の発生が認められること、規制の特例措置の効果が認められないこと等により、特区計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第9条に基づく措置を講ずるものとする。内閣総理大臣が法第9条に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

4. 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画

(2) 評価等に基づき政府が講ずることとなった措置

①全国展開することとなった規制の特例措置

特区で実施する規制の特例措置について、本部において上記 2. (3) ② i) ア) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら全国展開するとしたものについては、別表 1 から削除するとともに、実施時期、全国展開の実施内容を明示して、別表 2 として決定し、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら全国展開しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と別表 2 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

上記法令の改正等に当たって、関係府省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

なお、関係府省庁は、別表 2 に定める事項及びこの内容に合致して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

②拡充、是正又は廃止等を行うこととなった規制の特例措置

本部において 2. (3) ② i) ウ)、エ) 又はオ) の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら拡充するとしたものについては、別表 1 を改定するとともに、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら拡充しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。また、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更されることにより、規制の特例措置の必要性もなくなる場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案

と改定される別表 1 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

なお、関係府省庁は、別表 1 に定める事項及びこの内容に合致するよう定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

③関連する規制等の改革

本部において規制の特例措置に関連する規制等の改革を実施するものとして評価に関する対応方針が決定された場合及び関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施とした場合は、特区において講ずるものについては上記（１）①と同様の取扱いを、全国で実施するものについては上記（１）②と同様の取扱いを、その他のものについては上記（１）③と同様の取扱いを、それぞれ行うものとする。なお、関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

（３）透明性の確保

特区制度の運用に当たっては、制度の各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる限り公開することとする。

具体的には、提案の募集・検討に関する事務、関係府省庁との調整状況、規制の特例措置の追加等に関する基本方針の変更、特区の認定に関する事務、規制の特例措置の評価等に関係する会議の構成員、会議資料、議事録等に関する資料については、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。

**構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る
評価意見**

令和４年度

令和５年５月３１日

**構造改革特別区域推進本部
評価・調査委員会**

1. はじめに

評価・調査委員会（以下「当委員会」という。）は、構造改革特別区域基本方針に基づき構造改革特別区域（以下「特区」という。）制度を推進するため、規制の特例措置の効果等を評価し、構造改革の推進等に必要な措置について構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べることとされている。

今般、当委員会は、5 特例措置について評価等を行い、意見を取りまとめた。

2. 令和4年度の評価について

（1）評価の進め方

評価等の対象となった規制の特例措置について、地域活性化部会、教育部会及び医療・福祉・労働部会の各専門部会において、認定地方公共団体や実施主体など関係者に対して、主に規制の特例措置の効果や事業実施状況の調査を行うとともに、関係府省庁から弊害の発生についての調査を実施し、それらを踏まえて検討を行った。

同部会からの検討結果の報告を受け、以下のとおり当委員会としての意見を取りまとめた。

（2）評価意見等の概要

評価等の対象となった5 特例措置（816, 941, 1123, 1308, 1310）のうち、1 特例措置（1308）については全国展開が適当との評価とした。

また、4 特例措置（816, 941, 1123, 1310）については、適切な時期に再度評価することとした。

特例措置ごとの評価意見の詳細は別紙に記すが、概要は以下のとおりである。

- 「学校設置会社による学校設置事業（816）」については、調査結果を基に、弊害、効果等について、様々な意見が出された。このため、本特例措置は、令和5年度に評価を行うことが適当と判断するとの意見とした。
- 「臨床試験専用病床整備事業（941）」については、活用自治体及び活用医療機関は、本特例措置の効果を認め、今後も活用を続けていくこと、現在本特例措置を活用している医療機関において、第1相の臨床試験自体については、シーズを見つけることの難しさなどもあって件数は多くないが、平成30年度以降、毎年1、2件、行われていることが確認された。このため、関係府省庁は、毎年度状況の把握を行い、一定の実施が確認された段階で、改めて評価を行うことが適当と判断するとの

意見とした。

- 「研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業（1123）」については、発電設備の運転時間が短かったこと、現在活用されている区域計画は、2022年から10年間の計画になっており、その後も継続して特定事業を行うためには、更新が必要であることが確認された。このため、①当該発電設備の安全性を判断し得る運転実績（累計運転時間2年程度）が確認されるとき、②現在活用されている区域計画の更新前年度（2031年度）のいずれか早い段階で、改めて評価を行うことが適当と判断するとの意見とした。
- 「特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業（1308）」については、関係府省庁の調査によれば、実利用者である処理業者、排出事業者及び自治体からの回答からは、全国展開に伴う弊害は特にないとのことであった。また、パイプラインの設備投資、メンテナンスコスト等を加味しても、経済的合理性があること、その他、ローリー搬送作業におけるホース繋ぎ作業での内容物の環境放出、労働者暴露の軽減などの経済的社会的効果があることが確認された。このため、本特例措置は、全国展開することが適当と判断するとの意見とした。
- 「ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業（1310）」については、調査結果を基に、弊害、再評価の条件等について、次のような意見があった。
 - ・ 以下の状況から弊害が発生すると懸念されることから、本特区を現時点で、全国展開すべき状況ではないと考える。
 - ①特区以外の地域で、ヤギの放し飼い防止条例が策定されていない。
 - ②ノヤギが確認されている地域は、離島等の一部地域にも関わらず、狩猟免許は全国共通である。
 - ③ノヤギ特区の先行地である奄美大島においても、と畜場法と化製場法の制度的な問題が解決していない。
 - ・ 再評価の条件としては、以下が考えられる。
 - ①ノヤギの生息地域で、ヤギの放し飼い条例が策定されること。
 - ②狩猟による捕獲をしたいという地域のニーズ（特例措置の申請）があること。
 - ③と畜場法及び化製場法の問題が解決すること。
 - ・ と畜場法及び化製場法の問題は、別途、狩猟鳥獣の指定の話とは切り離して検討すべきであること。
 - ・ 生息地が限られている狩猟鳥獣の例は既にあり、試験などの負担は、その場合と同様であること。

このため、関係府省庁は、他地域の活用に向けた意向と取組状況について、適宜調査し、評価委員会へ報告を行う、また、本特例措置の評価は、上記報告等を踏ま

え、評価委員会が適当と認める時期に行うことが適当と判断するとの意見とした。

3. おわりに

特区制度は、地方公共団体をはじめとした地域の様々な主体の創意や工夫に基づき、地域の活性化の突破口として、規制のあり方を改革していくよう期待されている。

このことから、認定地方公共団体、実施主体など、現場で取り組んでいる方々の声や思いを生かして、その趣旨を実現させることができるよう、関係府省庁におかれては、より精力的に提案の実現や特例措置の全国展開に向けた検討を行っていただきたい。

本意見は、本部長に対し提出するものであるが、構造改革特別区域推進本部においては、本意見の趣旨を十分踏まえてこれに対する対応方針を決定し、政府として構造改革の推進に取り組んでいただきたいと考えている。

当委員会としては、今後とも、特例措置の評価等を通じ、提案主体などの要望に可能な限り応えとともに、それが全国的な規制改革の端緒となるよう、また、地域の活性化に資するよう努力してまいりたい。

最後に、今回の評価においてご協力いただいた認定地方公共団体、実施主体の方々を始め、各方面からのご助力に対し、心からお礼申し上げたい。

令和４年度評価意見等

特例措置番号	特定事業名	関係府省庁	措置区分	評価意見等
8 1 6	学校設置会社による学校設置事業	文部科学省	法律	その他 (令和５年度に評価を行う。)
9 4 1	臨床試験専用病床整備事業	厚生労働省	省令	その他 (本特例措置を使った臨床試験の実施が確認された段階で、改めて評価を行う。)
1 1 2 3	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業	経済産業省	省令	その他(①当該発電設備の安全性を判断し得る運転実績(累計運転時間２年程度)が確認されるとき、②現在活用されている区域計画の更新前年度(2031年度)のいずれか早い段階で、改めて評価を行う。)
1 3 0 8	特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業	環境省	省令	全国展開
1 3 1 0	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業	環境省	省令	その他(他地域の活用に向けた意向と取組状況を引き続き踏まえて評価委員会が適当と認める時期に評価を行う。)

評価意見

①	別表１の番号	８１６
②	特定事業の名称	学校設置会社による学校設置事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	株式会社が学校を設置することを可能とする。
⑤	評価	その他（令和５年度に評価を行う。）
⑥	⑤の評価の判断の理由等	評価・調査委員会の調査では、 ・学校種を問わず、総じて「効果が発現している」との回答であった。 ・具体的には、意思決定の速さなどの株式会社立のメリットを活かし、効率的な学校運営に努めつつ、英語教育、不登校、IT・デジタル、学び直しなど、現行制度ではカバーし切れない特色ある教育機会を提供する場として機能している点や、公立学校との交流授業や学校施設の開放、ボランティア・体験学習・地域イベント参加を通じた地元住民との積極的交流、地域における生涯学習への寄与などによる地域活性化の効果がみられた。 ・入学の動機は学校の雰囲気やカリキュラム、先生の熱意などで株式会社立を理由とした回答はなく、また入学後の満足度も総じて高かった。 ・小学校、大学については、大きな弊害は認められなかった。 ・高等学校については、上記の通り地域活性化への効果が認められたものの、一部の認定地方公共団体において、専門知識を有する人材不足により適切な指導管理体制が確保されておらず、また、毎年度実施している学校評価を認識不足により公表していないとの回答があった。 ・教育上の効果として、不登校や中途退学など特別な配慮を必要とする生徒への教育機会・再チャレンジの機会の確保や、豊かな自然環境など地域の特色を活かした教育の提供など、経済的社会的効果として、特区区域内における転入者や交流人口の増加、スクーリング等による宿泊需要や飲食等関連消費需要の増加、新たな設備投資需要や雇用創出、税収増、地域住民との交流等による地域活性化、リスケリング機会提供によるキャリアアップや復職・転職等への寄与等による人材育成への貢献などの回答が寄せられた。 ・効率的な運営のため、デジタル技術の活用や資材調達等の一元化などの工夫を行っており、その結果、教育の充実による生徒の学力や進学実績等の向上につながっているなどの回答が寄せられた。 ・株式会社立のメリットとして、意思決定の速さ、資金確保の容易さ、独創的かつ先進的な教育の提供、現行の教育制度ではカバーしきれない多様な教育ニーズへの柔軟な対応、より実務指向の教育が行いやすいなど、デメリットとしては公的助成や税制面の優遇がないなどの回答があった。 ・入学のきっかけは、株式会社立かどうかではなく、特色ある教育、先生の熱意や学校の雰囲気、オンラインによる学びやすさ、学生生活の自由度の高さ、実績などで選んだという回答が多く、入学後も人間関係面での成長を実感した、希望の大学に合格できた等、満足度も総じて高い。 ・すべての株立小学校が学校法人化を指向しているが、資産要件や所轄庁（都道府県）が新規設置を認めていない等の課題があるとの回答があった。 ・大学について、一部の認定地方公共団体より、変更が生じる場合の変更申請の可否や、内閣府及び文科省手続きのスケジュール等の明確化を要望する回答があった。 関係府省庁の調査では、 ・教育の安定性や継続性、水準の確保に関して弊害が生じているという結果であった。 ・具体的には、学校経営面（収支状況、定員充足率、廃校等の状況）、教育研究面（法令違反や不適切な教育活動、教育研究経費の割合）、認定地方公共団体における管理体制（評価結果の未公表、適切な指導監督体制の未確保）

	のいずれにおいても、前回調査時と同様に課題が見られた。 ・学校経営面については、①高等学校以下について、直近5年間で学校部門の収支状況が赤字の学校は約25%であり、過半数の学校が定員充足率が60%未満となっている。また、本制度開始から約20年の間に高等学校は28校中3校が廃校（11%）し、9校が学校法人立化（32%）しており、安定性・継続性に大きな懸念があると言わざるを得ない上に、今後の少子化の影響（15年後の15歳人口は令和4年度比で25%減）を踏まえれば、これが一層深刻なものとなることが懸念される。②大学について、特区開始から設立後わずかな期間に7校中5校（71%）が学校の廃止や学部廃止、学校法人立化に至っており、新設校もない状況が続いている。また、定員が未充足の学部・研究科は今も存在している。 ・教育研究面については、①高等学校について、平成24年の是正対象となった特区区域外での教育活動に該当する例をはじめとして、添削課題を択一式や短答式のみとしている例や添削指導で解説を付さない例、当該教科の教員免許状を有していない教員が面接指導を行っている例、学習指導要領で定める面接指導の時間数を満たしていない例、多様なメディアを利用した学習による面接指導等時間数の減免について、実時間減免等の不適切な運用を行っている例、試験問題が全て選択式であったり、添削課題の抜粋であったりする例、学習が終わっていない中に試験を実施する例、図書室など校舎に備えるべき施設が設けられていない例などの法令違反や不適切な教育活動等の事例が多く見られた。②大学について、教育研究経費の収入に占める割合は最大でも2割程度であり低い状況（大学全体の平均は40.4%）。また、認証評価において1校は不適合との評価を受けている上、他の1校についても1専攻は不適合とされその後廃止、もう1専攻も不適合の後、複数回を経て適合との評価を受けている。教員の雇用形態についても2校が不適切な状態にある。このように、学校法人と比べ教育研究への投資が十分でない上、不適切な教育研究活動の実態が見られた。 ・認定地方公共団体における管理体制については、小学校及び高等学校を設置認可する19認定地方公共団体のうち、5自治体（26%）において特区法で義務づけられている株立学校の評価結果の公表を行っておらず、学校評価において株式会社の経営状況の確認を行っていない例も見られた。また、平成24年の是正措置や平成29年の不適切な学校運営事案に伴う「構造改革特別区域基本方針」の改正により、学校設置事業に対して適切な指導監督を行う体制の確保が求められてきたにもかかわらず、14自治体（74%）では担当者に教育事務経験者が含まれておらず、適切な指導監督が困難となっている実態が見られた。 ・本特例措置の全国化に係る意見については、認定地方公共団体においては、半数以上の自治体が「現時点ではわからない」と回答し、「引き続き検証が必要」とする意見のほか、学校の安定性・継続性の確保の観点から「全国化すべきでない」とする意見が複数あった。また、認定地方公共団体が所在する都道府県においては、約4割が「全国化すべきでないと思うが、引き続き検証が必要」とし、残りの約6割が「現時点ではわからない」と回答。 ・各学校種については、 ①小学校について、これまで設置されたのは3校のみであり、うち1校は令和3年4月に開設されたばかりであることを踏まえ、引き続き検証が必要。 ②高等学校について、平成24年の是正対象となった特区区域外での教育活動を含め違法・不適切な事例が引き続き多数見られること、平成24年の是正措置や平成29年の不適切な学校運営事案に伴う「構造改革特別区域基本方針」の改正により、株立学校に対して適切な指導監督を行うことが
--	---

できる認定地方公共団体の体制の確保が求められているにもかかわらず、引き続き体制が不十分な自治体が多くあることが判明した。さらに、廃校や学校法人立化する割合も高く、継続性・安定性の観点で懸念があり、少子化の影響によりこれが一層深刻なものとなる恐れがある。このような現状等を鑑みれば、本特例措置における通信制高等学校については更なる是正により運用の適正化を図る等の見直しを行う必要があると考える。

③大学について、特区開始から設立後わずかな期間に7校中5校が学校の廃止や学部の廃止、学校法人立化に至っており、現在は4校のみで新設校もない状況が続いている。教育研究経費比率は最大でも2割程度であり大学全体の平均よりかなり低く、また、一部の大学は認証評価において不適合との評価を受けているなど、学校法人と比べ教育研究への投資が十分でない上、不適切な教育研究活動の実態が見られる。法人全体の経営効率化等のため、当該事業が簡単に廃止され得ることが明らかになっているなど、教育の安定性・継続性、質の高い教育機会の確保等の観点から懸念がある。

教育部会においては、

- ・弊害が、主として株式会社という設置形態に起因するものであるか否かを考慮する必要がある。
- ・調査・評価委員会の調査によると、特区制度の効果（特区制度を活用して、例えば、教育の国際性、多様性、先進性を補う。）が出ているとのことであり、この点は評価する必要がある。
- ・特区制度の効果がないとはいわないが、株式会社立の学校が、特に特徴がある、又は、進んでいるという認識はなく、学校法人立でも、特徴がある、又は、進んでいる教育が行われている学校は沢山ある。
- ・通信制高校に関しては、データをみる限り、特区制度ができた平成15年度以降、数が倍増しているが、株式会社より、学校法人による設立の割合が多くなっており、学校法人による設立について参入障壁があるようには思えない。
- ・株式会社立の学校は、1割を超える学校が廃校になっており、一般的に見て明らかに高く、継続性・安定性に大きな懸念がある。
- ・株式会社立の学校の場合、認可が要らない分、いろいろなチャレンジができる一方で助成金もないということだと思う。
- ・世界的に、いわゆるプロフィットの大学等教育機関の持っている安定性・継続性の問題を考えると、今後どのくらいニーズが伸びるのかどうかという問題は重要である。
- ・大学に関しては、新設校はない状況が続いている。通信制高校に関しては、定員充足率が非常に低い学校が株式会社立について多い。当該自治体が、地域活性化に特例事業を活用したいというローカルなニーズはあるのかも知れないが、少子化の中で共倒れの可能性が高まるのではないかと懸念している。
- ・高校に関しては、少子化ではあるが、日本では高校進学率が非常に高いため、従来の高校にはないニーズを拾っていく主体として株式会社立の学校は重要かと思っている。
- ・通信制高校は、学校法人立及び株式会社立について、個々の学校ごとに、在籍率の差が大きい。また、通信制教育は、教育の質を落とすことでコストカットしやすい仕組みになっている。
- ・過去に株式会社立の学校で、杜撰な経営が行われたことは問題であり、全国展開は時期尚早であると思うし、しっかり改善していく必要がある。
- ・全国展開は適切な状況ではないとの見解は理解する部分がある。その上で、公的助成・税制優遇がない中で、株式会社立学校は、安定性・継続性がないから、不適切だという結論は納得できる状況にはなく、学校法人立と前

		提条件を一定にして比較する必要がある。・設置者が、株式会社であろうと学校法人であろうと、学校としての法的位置づけに差がなく、子供たちの学び、ニーズに応じた教育を保障していくことが大事。設置者が学校誘致の意向を強く有する市町村であることは、安易な認可と指導監督の不足を招く。 ・特区制度について、認定市町村の役割が重要だが、何かあったときに、改善するというシステムが働いているか非常に心配である。学校法人については、都道府県に担当部署がある。 ・小学校については、報告書で明確に特出した課題があるということは示していないものの、実際、特色がある教育が行われているのは事実であると認識している。他方で、臨時免許状で勤務をしている者が明らかに多い状況。教員の給与についても、一般水準より大変低い。小学校については、義務教育であるため、これを全国化していくことは、非常に社会的影響が大きい。 ・大学については、実務家教員による効果的な教育、産業界のニーズを踏まえた教育が行われていることは、調査において現れていると認識している。一方で、教育研究への注力の度合い、最近新設の学校がない等の点を踏まえると、全国展開に至るような状況ではない。 ・本特例制度について、意味がない、廃止すべきとまでは思っていないが、今回の調査において、課題は引き続き存在していると指摘した。個別具体的な学びとか不登校対策でいろいろなタイプの居場所が必要であるという点は、文部科学省も進めているところであり、それは普通の学校、不登校特例校、教育委員会が整備する適応指導教室、あるいはNP0と協力しながら子供たちに居場所を提供する場合等、いろいろなタイプの居場所をつくっている。 ・学校と名乗る以上は、継続性・安定性に関する学校というものに対する信頼に応えるべき。継続して一定の質以上の活動を行うことが大切であり、パイロットだから多少不備があってもという考え方は持っていない。そのチェック機能を認定市町村が果たしているのかということは疑問。 特に、義務教育については、憲法上の教育を受ける権利を保障するために義務教育制度を整備しているので、学校と名のつくところに行ったのに思わぬことが起きたということがあってはならず、かなり慎重に考えるべきだと思っている。全国化というのはそう簡単に議論できることではないと思っている。 などの意見があった。 以上より、教育部会においては、本特例措置について、指摘されている課題を受け止め、整理し、対応措置を検討しつつ、令和5年度に評価を行うことが適当と判断する。
⑦	今後の対応方針	特区を含めた様々な手段を活用して多様な教育へのニーズに応える必要性や学校の継続性・安定性等に対する信頼に応える必要性等がある中で、本特例措置については、認定地方公共団体における指導監督体制の整備及び毎年度の評価等を踏まえた教育環境の改善などに関する課題が生じていることを踏まえ、各事業者や認定地方公共団体において、適正・適切に実施されていく必要がある。このため、関係府省庁は、効果や弊害が主として本特例措置に起因するものであるかについても検証しながら、現在指摘されている課題を踏まえ、事業の適正実施、多様な教育の実現等のために必要な是正措置等の検討・対応を行い、評価委員会へ報告を行う。本特例措置の評価は、上記報告等を踏まえ、令和5年度に行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表 1 の番号	9 4 1
②	特定事業の名称	臨床試験専用病床整備事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	治験・その他の臨床試験であって、健康な者（患者以外の者）を被験者として入院期間が概ね 10 日以内で実施されるものを行うための病床について、病室面積、廊下幅の基準を緩和する。
⑤	評価	その他（本特例措置を使った臨床試験の実施が確認された段階で、改めて評価を行う。）
⑥	⑤の評価の判断の理由等	評価・調査委員会の調査によれば、 ・ 特例措置活用病院を中核とした臨床研究・治験ネットワークを整備し、市内医療機関を活用した他施設共同臨床研究体制を確立させることで、当該市として臨床研究・治験を推進していくことを目的として、本特定事業を実施している。そのため、当該病院において本特例を活用することで所期の目的を果たしている。 ・ 特例措置活用病院において、平成 30 年以降、臨床試験（Ⅰ相）が数件実施されているが、対象疾患等が理由で特例措置は活用されていない。とのことであった。 関係府省庁の調査によれば、平成 30 年に実施した前回の調査時（実績 1 件：12 症例）以後、本特例措置を使った臨床試験の実施例がないため、全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できないとのことであった。 医療・福祉・労働部会の審議においては、 ・ 活用自治体及び活用医療機関は、本特例措置の効果を認め、今後も活用を続けていくこと ・ 現在本特例措置を活用している医療機関において、第 1 相の臨床試験自体については、シーズを見つけることの難しさなどもあって件数は多くないが、平成 30 年度以降、毎年 1、2 件、行われていること、 が確認された。 以上より、医療・福祉・労働部会においては、本特例措置について、関係府省庁は、毎年度状況の把握を行い、一定の実施が確認された段階で、改めて評価を行うことが適当と判断する。
⑦	今後の対応方針	本特例措置について、関係府省庁は、毎年度状況の把握を行い、一定の実施が確認された段階で、改めて評価を行う
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表 1 の番号	1 1 2 3
②	特定事業の名称	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	研究開発のための海水温度差発電設備について、安全性が確保される場合、電気事業法に基づく工事計画の届出や安全管理検査の実施を不要とする。
⑤	評価	その他（①当該発電設備の安全性を判断し得る運転実績（累計運転時間 2 年程度）が確認されるとき、②現在活用されている区域計画の更新前年度（2031 年度）のいずれか早い段階で、改めて評価を行う。）
⑥	⑤の評価の判断の理由等	評価・調査委員会の調査によれば、 ・ 特例措置活用自治体から、特区計画に示された①発電実験における自主保安による効果（1 年間あたりの時間的・費用的削減効果）、②共同研究の推進による効果（共同研究数の推移）、③研究成果の産業への移転推進による効果（ベンチャー企業・雇用創出数の推移）、④間接効果（国際化の進展、地域開発の促進、観光資源としての活用、科学に触れ親しむ環境整備等）に関し、特区計画通り又は計画以上の効果が得られたという回答があった。 ・ 実際に事業を行う事業者からは、次のような回答があった。特区制度が適用されて以降、佐賀大学ではウエハラサイクルの発電実証やアンモニア水の媒体組成の最適化、アンモニア水用熱交換器の最適化などが進められている。これらの世界で最も進んだ研究開発がタイムリーに進められたのは法定検査の減免の効果が大きいと考えられる。 とのことであった。 関係府省庁の調査によれば、発電設備の運転時間が短かったことから、全国展開により発生する弊害の有無について現時点では判断できないとのことであった。 地域活性化部会においては、 ・ 発電設備の運転時間が短かったこと ・ 現在活用されている区域計画は、2022 年から 10 年間の計画になっており、その後も継続して特定事業を行うためには、更新が必要であることが確認された。 以上より、地域活性化部会においては、本特例措置について、①当該発電設備の安全性を判断し得る運転実績（累計運転時間 2 年程度）が確認されるとき、②現在活用されている区域計画の更新前年度（2031 年度）のいずれか早い段階で、改めて評価を行うことが適当と判断する。
⑦	今後の対応方針	①当該発電設備の安全性を判断し得る運転実績（累計運転時間 2 年程度）が確認されるとき、②現在活用されている区域計画の更新前年度（2031 年度）のいずれか早い段階で、改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表 1 の番号	1308
②	特定事業の名称	特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	人の健康の保持又は生活環境の保全上支障が生じない場合、特別管理産業廃棄物（廃酸など）の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることを可能とする。
⑤	評価	全国展開
⑥	⑤の評価の判断の理由等	評価・調査委員会の調査によれば、 ・特区計画の実施により期待される経済的社会的効果の達成状況について、概ね目標値どおりであることが確認された。計画における、5年間のコスト削減効果は、2千万円であるが、過去5年間のコスト削減効果は、1千数百万円となっている。 ・特定事業の要件のうち「異なる種類の特別管理産業廃棄物がパイプライン内で混同しないこと。」について、当該廃棄物用の専用設備として、運転、設備管理をしている。 ・特定事業の要件のうち「特別管理産業廃棄物がパイプラインから飛散し、流出し、悪臭が漏れるおそれがないこと。」について、当該廃棄物の性状、使用条件に適応した材質等で設備設置の上、使用し、パトロール等による異常監視を行っている。 とのことであった。 関係府省庁の調査によれば、実利用者である処理業者、排出事業者及び自治体からの回答からは、全国展開に伴う弊害は特にないとのことであった。 地域活性化部会においては、 ・効果が一応あり、弊害がない本特例措置の活用を進めるための周知を工夫すべき ・パイプラインのメンテナンスコスト等もかかるため、経済的効果をもう少し整理すべき などの意見があった。 また、追加の調査等により、パイプラインの設備投資、メンテナンスコスト等を加味しても、経済的合理性があること、その他、ローリー搬送作業におけるホース繋ぎ作業での内容物の環境放出、労働者暴露の軽減などの経済的社会的効果があることが確認された。 以上より、地域活性化部会においては、本特例措置について、全国展開することが適当と判断する。
⑦	今後の対応方針	関係府省庁において、令和5年度中に省令の改正等所要の措置を講ずる。
⑧	全国展開の実施内容	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 （廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の改正により全国展開を実施）
⑨	全国展開の実施時期	令和5年度中に措置

評価意見

①	別表１の番号	１３１０
②	特定事業の名称	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	ノヤギを狩猟鳥獣とみなし、狩猟による捕獲を可能とする。
⑤	評価	その他（他地域の活用に向けた意向と取組状況を引き続き踏まえて評価委員会が適当と認める時期に評価を行う。）
⑥	⑤の評価の判断の理由等	評価・調査委員会の調査によれば、 ・前回（H24 年度下半期）調査では実績がなかった銃による捕獲頭数が数十頭確認された。 ・各区域は「許可捕獲」による捕獲を主たるノヤギ対策としている。 ・ノヤギの捕獲頭数は少ないが、許可捕獲と特定事業による狩猟により、生活環境・生態系に係る被害防止に一定の効果があったとのことであった。 関係府省庁の調査によれば、 ・ノヤギによる被害は、全国規模で発生してはならず、現時点では特定の地域（鹿児島県、沖縄県、長崎県）に限られている ・既に本特例措置を活用している鹿児島県以外の地域においては、本特例措置の活用にあたっては、前提となる要件（①狩猟者が飼育下にあるヤギとノヤギの錯誤捕獲を防ぐための関係者間の調整がなされていること、②飼育下にあるヤギとノヤギを区別するために適切な区域設定や識別可能な措置がなされていること。等）を充足するため、狩猟による捕獲を行うことを目的とした放し飼い防止条例の制定等が必要となる。 ・と畜場法及び化製場法上、食肉利用できない、捕獲現場でとさつ、解体ができない等により、捕獲が促進されていないとのことであった。 地域活性化部会においては、 ・以下の状況から弊害が発生すると懸念されることから、本特区を現時点で、全国展開すべき状況ではないと考える。 ①特区以外の地域で、ヤギの放し飼い防止条例が策定されていない。 ②ノヤギが確認されている地域は、離島等の一部地域に関わらず、狩猟免許は全国共通である。 ③ノヤギ特区の先行地である奄美大島においても、と畜場法と化製場法の制度的な問題が解決していない。 ・再評価の条件としては、以下が考えられる。 ①ノヤギの生息地域で、ヤギの放し飼い条例が策定されること。 ②狩猟による捕獲をしたいという地域のニーズ（特例措置の申請）があること。 ③と畜場法及び化製場法の問題が解決すること。 ・と畜場法及び化製場法の問題は、別途、狩猟鳥獣の指定の話とは切り離して検討すべきであること ・生息地が限られている狩猟鳥獣の例は既にあり、試験などの負担は、その場合と同様であること などの意見があった。 以上より、地域活性化部会においては、本特例措置について、関係府省庁は、他地域の活用に向けた意向と取組状況について、適宜調査し、評価委員会へ報告を行う、また、本特例措置の評価は、上記報告等を踏まえ、評価委員会が適当と認める時期に行うことが適当と判断する。
⑦	今後の対応方針	本特例措置について、関係府省庁は、他地域の活用に向けた意向と取組状況について、適宜調査し、評価委員会へ報告を行う。また、本特例措置の評価

		は、上記報告等を踏まえ、評価委員会が適当と認める時期に行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—